

知ってほしい。事業系ごみの出し方

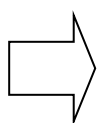
～ すべての事業者及び従業員の方へのお願い ～

「事業系ごみ」とは

「事業系ごみ」とは、事業活動に伴って排出されるごみのことです。

「事業系ごみ」は、市の資源ごみ集積場所及び家庭系可燃ごみ置き場に出すことができません。

市が収集するものは「家庭系ごみ」のみです。

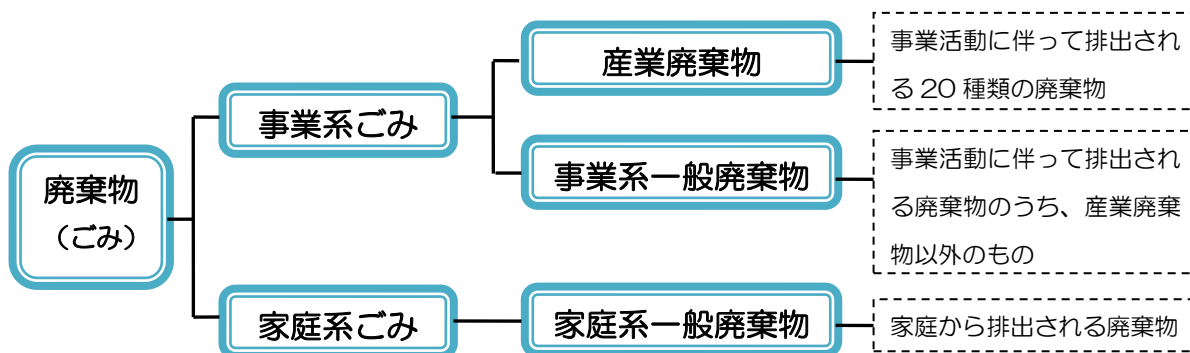


お店など、事業活動に伴って発生する事業系ごみは、地域の資源ごみ集積所や可燃ごみ置き場に出すことはできません。事業系ごみは、その種類に応じて、収集運搬許可業者への委託、資源回収業者への引き渡しなどの方法により、各事業所の責任で適正に処理してください。

※店舗併用住宅（自宅に店舗や事業所がある場合）

- 生活から発生する家庭系ごみと、事業活動から発生する事業系ごみに分別してください。
- 家庭系ごみは市で収集しますので、地域の資源ごみ集積所や可燃ごみ置場に出してください。事業系ごみは市で収集しませんので、排出事業者の責任で適正に処理してください。

※事業系ごみは、「産業廃棄物」（法令で指定された20種類）と、それ以外の「事業系一般廃棄物」とに分けられます。



※産業廃棄物の種類（廃棄物処理法及び施行令で定める20種類）

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動から発生するもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳汚泥等のコンクリート固化物など、上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑱に該当しないもの	

■事業系ごみの処理方法

① 許可業者に委託して処理する方法

一般廃棄物の処理の場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者（P6掲載）、産業廃棄物の処理の場合は、愛知県の許可を受けた産業廃棄物処理業者と契約を締結してください。

② 自己処理する方法

生ごみは、生ごみ処理機やコンポスト容器で堆肥化等の自己処理ができます。

③ 資源回収業者に引き渡して処理する方法

資源化できるごみ(紙類、びん、缶、布類等)は、分別を徹底し、資源回収業者に引き渡してください。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条及び江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条で、事業者には次の責務があると規定されています。

- 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理すること
- 事業活動に伴って生じたごみの発生抑制、再使用、再生利用を行い、ごみの減量化を図ること
- 廃棄物の減量、適正処理等について、国や市の施策に協力すること

事業系ごみの分別

品目	品目の例及び処理方法
古紙	●段ボール、新聞、雑誌、紙パック、オフィス用紙、その他の紙類(包装紙、紙袋、封筒、菓子箱、ノート、メモ用紙等)
	※資源回収業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、リサイクルしてください。 ※ 建設業 、紙加工品製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。 (産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。)
	※機密書類を直接処理できる業者(詳細は直接お尋ねください。 株名古屋モウルド 扶桑町大字高雄字宮前 161 0587-93-2771 河村商事(株)小牧リサイクルセンター 小牧市大字林字西山 1949-1 0568-78-0003
一般廃棄物	●作業服、制服、タオル、カーテン など
	※資源回収業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※ 建設業 、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。(産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。) ※ 材質により、産業廃棄物となることもあります。
生ごみ	●食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
	※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※ 食料品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は産業廃棄物です。 (産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。) ※食品関連事業者(食品製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者)は、食品リサイクル法により、食品廃棄物の減量・リサイクルが義務付けられています。 ※生ごみ処理機等を使用した自己処理やリサイクル施設への搬入などによってリサイクルできることがあります。 ※リサイクルできない場合は、可燃ごみと分ける必要はありません。可燃ごみとして適正に処理してください。

一般廃棄物	木くず	●木くず（木製の机・椅子・ロッカー など） ※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※建設業や木製品製造業などの業種から発生した場合と貨物流通用木製パレットなどは産業廃棄物です。（産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。）
	剪定枝・草・葉	●剪定した枝、刈った草、落ち葉 など ※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※剪定枝・葉・草は、江南丹羽環境管理組合に運搬した場合、民間の資源化施設で堆肥化されます。
	可燃ごみ	●汚れのついた紙、リサイクルできない紙 など ※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。
産業廃棄物	プラスチック類	●弁当の容器、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝材類、その他のプラスチック製品 ※産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。 ※固形燃料や再生材料にリサイクルできる場合があります。可能な限りリサイクルしてください。
	ペットボトル	●飲料用ペットボトル、調味料用ペットボトル ※産業廃棄物処理業者に委託して、リサイクルしてください。
	缶	●飲食用の缶、商品の入っていた缶 など ※資源回収業者又は産業廃棄物処理業者に委託して、リサイクルしてください。
	びん	●飲食用のびん、商品の入っていたびん など ※資源回収業者又は産業廃棄物処理業者に委託して、リサイクルしてください。
	金属類	●はさみ、刃物類、バインダーの金具、その他の金属製品 ※資源回収業者又は産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。
	電池	●乾電池 ※産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。 ※小形充電式電池、ボタン電池は回収協力店での店頭回収を利用してリサイクルしてください。
	廃油・ガラスくず等	①廃油（食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイル など） ②ガラス・陶磁器くず（コップ等のガラス類、茶わん等の陶器類） ③蛍光管、電球 ④粗大ごみ（机、椅子、ロッカー など ※木製品を除く） ※上記①～④は産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。 ⑤パソコン ⑥テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機 ※法律によりリサイクルが義務付けられています。処理については販売店やメーカーにお問い合わせください。

事業所における「ごみ減量」のポイント

① 従業員一人ひとりが「ごみ減量」の意識を持ち、できることから取り組む。

【具体例】

- ・マイボトル、マイ箸など繰り返し使用できるものを使うことを習慣づける。
- ・使い捨て用品を安易に使わない。
- ・無駄なコピー、印刷は控える。(回覧、社内メール等を活用する。)
- ・メモ用紙として、使用済みコピー用紙を使う。 など

② 事業所全体で「ごみ減量」に取り組む。

【具体例】

- ・朝礼などを利用して、従業員への啓発を定期的に行う。
- ・ごみの管理責任者を選任する。
- ・部署ごとにごみの量を把握する。
- ・過剰包装を控え、簡易包装を推進する。 など

③ 分別を徹底する。

【具体例】

- ・「古紙(リサイクル可)」と「紙くず(リサイクル不可)」を確実に分別する。
- ・部署ごとに分別ボックスを設置する。
- ・分別基準(注意事項)に関する表示板を作成する。
- ・ごみの保管場所を整理し、種類ごとの排出場所を明確にする。 など

可燃ごみ減量を推進するため、事業系一般廃棄物の中でも排出割合の高い「生ごみ」を減量するため、**食品ロスの削減**に積極的に取り組みましょう。また、「古紙」のリサイクル促進に努めましょう。

「食品ロス」の削減

- (1) 無駄な食品在庫を持たないようにする。
- (2) 調理、メニューを工夫して、食品残さの減少に努める。
- (3) 食品の加工くずや残飯などは、水切りを徹底する。
- (4) 期限の迫った食品は、値引きして売る、寄付をするなどして、食品の廃棄量を減らす取り組みをする。



「古紙」のリサイクル促進

- (1) コピー用紙は、極力再使用する。(裏面を使用する。メモ用紙として使用する。)
- (2) 名刺サイズ以上の紙の分別を徹底する。
- (3) 紙の種類別に分別容器を準備する。(OA用紙、菓子箱・包装紙、雑誌 など)

⚠ 注意

市では、随時、収集運搬許可業者が焼却場へ搬入するごみの内容を検査しています。産業廃棄物(廃プラスチック等)のほか、資源化が可能な古紙(雑がみ)、木製品などの搬入が明らかな場合は、**排出した事業者も行政指導の対象となります**ので、分別及び排出の管理徹底をお願いします。

ごみ分別・適正処理の取り組み

江南市内から排出される可燃ごみ（家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物）は、江南丹羽環境管理組合（環境美化センター）で焼却処理しています。ただし、**資源となる古紙の焼却は行っていません**ので、資源となる古紙を可燃ごみとして排出している事業者の方は、速やかに分別の徹底に努めてください。資源となる紙類の処理については、古紙回収業者へ引き渡す等の方法があります。

◎リサイクルできる古紙の例

コピー用紙、包装紙、名刺、パンフレット、封筒、はがき、紙箱、紙袋、メモ用紙 など（大きさの基準は、名刺サイズ以上です。）

▲リサイクルできない古紙の例

汚れがついた紙、複写用紙、紙コップ、感熱紙、圧着はがき、タバコの箱 など（防水・アルミ加工紙、飲食物の付着した紙は、資源化できません。）

※上記、リサイクルできない古紙の例にある複写用紙、紙コップ、感熱紙、圧着はがき、タバコの箱といった加工のされた紙類を処理できる古紙業者もいます。詳しくは江南市環境事業センターへお問い合わせください。

資源となる古紙の分別に取り組むことで、可燃ごみの減量を推進している市内の事業者の事例をご紹介します。

事例1、事例2ともに、資源化できる古紙を分別して資源物として再生事業者に引き渡しているため、**可燃ごみの大幅な減量に成功**しています。

事例1

繊維関係製造業

各種分別容器の設置



OA用紙、封筒



分別された紙類(資源化)



事例2

運輸業



分別区分の表示



紙類の分別容器



分別された紙類(資源化)

江南市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者

R3.1 2.1 7現在

業 者 名	住 所	代 表 者 名	電 話
(株) 大 栄 工 業	江南市赤童子町大堀19	佐 藤 全 宏	0587-55-3151
(株) 倉 衛 工 業	江南市古知野町北屋敷111	倉 地 一 也	0587-54-4356
(有) ホ テ イ ク リ ン	江南市安良町地蔵78	古 田 一 二 三	0587-56-4028
大和インタープライズ(株)	江南市上奈良町久保144	南 村 朋 幸	0587-54-4612
(株) 中部クリーンシステム	扶桑町大字南山名字名護根15-1	佐 藤 昌 永	0587-92-3807
シ バ タ (株)	江南市古知野町桃源46	柴 田 伊 佐 雄	0587-56-2948
内 藤 商 店 (株)	江南市布袋町南64	内 藤 昇 彦	0587-56-3182
(有) タ ッ ミ 産 業	江南市島宮町桐野149	後 田 留 美	0587-55-3446
(有) シ ン セ イ	一宮市明地字東下城78-1	永 井 宏 典	0586-69-3056
(有) 江 南 紙 原 料	扶桑町大字南山名字名護根5	国 本 文 一	0587-93-6277
(株) 富 士 商 行	春日井市桃山町3-191	金 光 博 彦	0568-82-0789
東 海 装 備 (株)	名古屋市瑞穂区大喜町5-17	伊 藤 俊 三	052-841-8627
やまもと企画(株)	岐阜県可児市塩河1054-1	山 本 美 季 男	0574-65-8353
(有) ケ ー ア イ	北名古屋市沖村権現5	国 本 勇	0568-24-0279
福 田 三 商 (株)	名古屋市南区千竈通2-14-1	林 寛 子	052-825-2111
(株) 紙 資 源 名 古 屋	江南市般若町南山163-1	加 藤 友 美	0587-54-6779
大 和 エ ネ ル フ (株)	春日井市瑞穂通六丁目17番地1	峠 貴 斗	0568-37-0010
(株) 愛 北 産 業	岩倉市曾野町709	佐 藤 隆 志	0587-66-2113
大 成 環 境 (株)	小牧市大字本庄字山之内1251-9	井 田 美 香	0568-78-0277
(株) 富 田 商 店	北名古屋市沖村天花寺7	富 田 昭 夫	0568-23-3221
(有) 芳 村 商 店	春日井市大泉寺町443-502	芳 村 暢 昭	0568-84-2587
木 曾 川 環 境 ク リ ン (株)	一宮市木曾川町黒田字松山東南ノ切56	松 本 年 夫	0586-86-8271
(株) トータルライフサポート	岐阜県羽島郡岐南町伏屋2-16	松 尾 純 一	058-240-6080
(株) ハ ニ ダ	扶桑町大字南山名字野田浦48	埴 田 惣 一	0587-93-2995

その他

■事業系ごみQ&A

Q1 少量であれば、家庭系の資源ごみ集積場所や可燃ごみ置場に出してもよいのですか？

A1 事業系ごみは、量の多少にかかわらず出すことができません。

Q2 従業員の個人ごみ(飲食物、弁当容器等)は、どのように処理すればよいのですか？

A2 容器は資源回収業者に引き渡してリサイクルするか、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。飲食物の残り(生ごみ)は、生ごみ処理機等でリサイクルするか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。

一口メモ

飲食店・食堂などでは、グリストラップを定期的に清掃して、汚水をしっかり浄化しましょう。
なお、グリストラップに溜まった油分は、産業廃棄物として処理してください。

問合せ

江南市経済環境部環境課 ごみ対策グループ 54-1111 (内線 407)